

岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和3年岩手県規則第77号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定による特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項ただし書に規定する報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における法第26条第1項及び法第30条第1項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定による特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項ただし書に規定する報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）の施行の日から施行する。